

たくさん生み出したのだと思う。

で、その運動は単に日本で単独に起きたものではなく、世界的な流れの中で見てみると、植民地解放運動とか、今では新興国と呼んでいる国々の発展がうながす体制を国際的にも作っていくということで、先進国中心の国連運営からアジア・アフリカ等の新しい国々の力を国際社会に押し出していくさまざまな組織が作られた。その発展と結びついていたと言えることができる。

《新自由主義の誕生》

その動きに対して、資本主義体制維持の政治勢力が、資本主義的支配体制の危機ととらえ、危機意識をバネに巻き返しを本格化する。それが今日新自由主義体制を追及していく国々、アメリカ、イギリス、日本など、こういった国々の支配層の巻き返しがこの時期と重なってくる状況が見てとれる。70年代の始まりから徐々に組織的に動き出した。

《その理論的支柱、モンペルラン協会》

その最初の現われが南米チリのアジェンデ政権がピノチエト

将軍によって武力で崩壊させられた。この事件の直接の軍事的指導がアメリカ国防省とCIAであったけれども、その理論的支柱を提供したものが新自由主義である。多くの新自由主義者たちに信奉されるモンペルラン協会という組織がある。これは1947年にスイスのモンペルランという小さな町で、中世の金融を中心とするハプスブルグ大公や支配層の支援する、学術研究者を中心とする組織で、社会主義・共産主義に反対するとともに、自由というものを前面に掲げる新しい思想。とりわけ市場原理を旗印に掲げた団体である。その団体の事務局がシカゴ大学に置かれ、その中心メンバーがミルトン・フリードマンであり、これをリードしていくのがハイエクという布陣で始まる。この人たちが直接アジェンデ政権を倒す準備をした。それからこの植民地解放運動に対する大きな帝国主義的揺り返しの運動が進められてくる。

《グローバリゼーションの動き》

1972年にドルの金との交換体制が中止になった後、国際通貨の

取引にどのような仕組みを作るかが大きな問題になり、これに対してミルトン・フリードマンが論文を書いた。そして、新しい通貨取引体制をシカゴの商品取引所の一分野として国際通貨市場を設立した。これが後の金融自由化の始まりである。

これは波のように世界に広がった。で、金融機関の役割、とりわけ商業銀行の役割を大きく変え、今日のファンド、投資銀行、さまざまなデリバティブ商品の取引体制を急速に整備していく。これが後の金融の自由化あるいはグローバリゼーションと言われる世界的な取引が、貿易体制の改革にのりだしてくる。そういう形で、グローバリゼーションというのは偶然に生まれてきたということではなく、意識的、組織的、系統的に作られてきている。

《新自由主義政策推進の権力構造》

モンペルラン協会というのは日本でもある。日本では西山千明さんという方が比較的有名で、ハイエクの翻訳をした人である。その会員の名簿というのはなかなかわからない組織である。入会希

望者はたくさんいるが、かなり限定されたメンバーだ。ノーベル賞受賞者が10名ぐらいいるし、一流の研究者と呼ばれる人がいる。

そしてシンクタンクを組織してこの新自由主義型の政策を実現していく追求組織を持っている。またそれを普及するためのプロパガンダの機関、それから企画、議会对策としてのロビイスト、そういうものを系統的に養成をして、新自由主義路線を世界に普及させていくと同時に、これに反対する人々に対するさまざまな対抗策を用意する。場合によってはアジェンデ政権のように武力でもこれを倒すことがあるほどの組織である。

そういう意味では、単なる経済学説、経済政策だけではなくて、それを推進するはっきりした権力構造を作り上げてきた。このことを考えておく必要があると私は思っている。

《30年近い反動的な流れ》

自治労連の付属組織である「地方自治総合研究機構」に参加している人たちが「地域主権と国家・自治体の再編」という研究成果の報告を書物にして最近出してい

るが、その中で晴山先生が指摘されているように、日本では80年代の第二臨調あたりから今日につながる流れがあるという。そうすると、30年近い流れを持つわけだから、革新自治体の運動の流れから見ると反動的な流れのほうが長くかつ強力であったということが言える。

《新自由主義体制を抑えてきた力—憲法改悪阻止の力》

ひるがえってみると、国・財界あげても新自由主義体制を作るという課題が達成されていないというのが現状だと思う。それを抑えてきたのが労働運動。それから自分たちの課題、要求あるいは憲法の規定、そういうものからあるべき自治体を追求してきたこれまでの運動の力。そういうものがそれぞれ結び合っただけでなく、こうした新自由主義国家づくりをとめてきた。その象徴が憲法の改悪をとめるということ、憲法をどうするかということをはっきりさせなければ新自由主義の試みも終わらないし、われわれの闘いも終わらないという関係になって、今日そのせめぎあいが行われている。

《歴史の中で「地域主権改革」を考える必要》

30年近い流れがある中で、民主党への政権交代があって、これが歴史上意義あるものだとすると、次のようなようなことが指標になると思う。一つは憲法を守るか守らないか。二つ目は日米同盟。これを軍事同盟から別のものに変える明確な方向を出せるかどうか。普天間問題でも鳩山氏が首相の座を投げ出して、菅政権は「日米同盟深化」という方向に明確に舵を切った。三つは新自由主義について、小泉構造改革が国民の大きな批判をあびて、コンクリートから人へというスローガンを掲げたが、これもふらふらしている。それで基本的な指標になるものがそれぞれぐらついている。むしろ前戻りすることにしたんじゃないかというふうにさへ感じられる。

そういう意味で「地域主権改革」というものが、歴史の転換の中にどう動いていくかということとを判断しなければならない時期に来ているんだと思う。60年代に革新自治体ができあがって、そういう動きが国政にまで反映され始めた時期である。その中で

地域主権改革と今後の 地方自治 (その1)

第10回セミナーで永山利和氏が行った標記の講演について、その要旨を掲載します。

《はじめに》

私は日大に入る前に財団法人国民経済研究協会に1967年から10年ほどいて、地域問題の研究、経済政策に関するものや景気動向などの手伝いを命ぜられ、東北地域の研究を命ぜられた。

青森県庁に行くと、県の経済白書づくりなどを手伝ったり、長期計画として八戸とか主に南部地域はたくさん歩いた。そういう点ではある意味で私は育てられた地域でもあるので非常に懐かしい地域である。また、今日は津軽でもいわば発信運動の拠点になっている五所川原に迎えてもらって大変嬉しい。

今日の私のキーになるところは、いま民主党が進めていこうとしている「地域主権改革」というものが、前政権を引き継いだもの

であり、その前政権が試みていたものが何であったかということに戻って、上から日本の国のあり方というものを換えようとする、その中身と、それから自民党政権と民主党政権がともに、現在の世界情勢から見てずれているんじゃないだろうかということ、その国際関係づくりの認識の誤りを含めて検討してみたい。その上で私たちはどうすべきなのかということを検討する材料にしてみたいと思う。

《逆の流れがあった》

地方自治制度をめぐる論議が、国の行財政や事務事業のあり方の改編をめぐることで、基礎自治体の範囲を大型化していくということも含めて上から強力に進められようとしてきた、その流れを少し時代を遡って見ると、全く逆の流れがあったことに気付く。

60年代前半ぐらいから始まる全国的な、地方における革新自治体の登場ということがあった。それは、戦後民主主義の花が開いていこうとしたかなり大きな流れが安保闘争のあと起こった。それらの運動が草の根の運動に転換していった流れが革新自治体を

東日本大震災，東北， 関東を襲う

3月11日，国内史上最大の地震が東北，関東地域を襲いました。県内では八戸，むつ，三沢などが地震およびそれによる津波で，大きな被害を蒙りました。

また，この地震，津波によって東京電力福島第一原発は大きな被害を受け，放射能漏れを起し，原発の「安全神話」は崩壊しました。被災された多くの方々，いまだに避難所生活を余儀なくされているの方々には心からお見舞いを申し上げます。また一日も早い復旧を願っています。

兵庫自治研からのメールによると，兵庫県震災復興研究センターでは「東日本大震災の被災者，避難・仮設住居に関する第一次提言」をまとめ，3月22日付けで，緊急災害対策本部長菅直人内閣総理大臣，被災者生活支援特別対策本部長松本龍防災担当大臣，同本部長代理片山善博総務大臣，同副本部長仙谷由人官房副長官，各党・政府震災対策合同会議参加の国会議員，被災自治体の知事・市

町村長宛に提出しています。詳しいことは省きますが，提言内容は次の項目になっています。

- 1 災害救助法の正当な運用と徹底活用。
- 2 被災者生活再建支援法の適用改善・改正。
- 3 災害弔慰金法の適用改善・改正。
- 4 義援金の配分。
- 5-1 避難一被災地一。5-2 避難一県外。
- 6 仮設住居。
- 7 災害廃棄物。

今年のセミナーは 10 月 29 (土) ~30 (日) 青森 市で開催を予定

2月15日の理事会で，今年の第11回自治体・地域づくりセミナーは10月29日~30日に青森市浅虫温泉で開催する方向で取り組むことを決めました。いまから予定をあけておいてください。

なお，この理事会では会費の長期未納問題も討議し，理事が分担してあたることにしました。

求めたものの思い，願い。それが憲法を現実の作業や生活に花を開かせていく。その中でもっとも改善しなければならない課題をたくさん持っていたことは間違いない。それを今後どうするかを追求する中で，この「地域主権改革」その他の政策も評価しなおしてみる必要がある。

《「地域主権戦略大綱」》の あらまし

「地域主権改革」について，菅内閣になってから鳩山政権のときの運営とややトーンが違っている。鳩山政権のときはややあいまいだが，方向転換を感じさせるところがあった。鳩山政権の中にもたくさん新自由主義者がいた。前原氏，原口氏などがそうだ。閣僚の中にそうした世界の保守的な潮流と結ぶ人々が少なからず入閣していたことを考えると，やすやすと国民の期待を彼らが担うということではなかったと思うが，はっきりしたのが菅政権の下で採択された「地域主権戦略大綱」で，その中身が内容を象徴している。次の九つの課題を目標にしている。

- ① 社会保障，社会福祉，教育の行政領域の行政サービス・施設等に関わる義務付け・枠付け 308 項目，525 条項の見直しと条例制定権の拡大。
- ② 59 項目，207 条項の権限委譲。
- ③ 国土整備・保全，労働，法務などにおける国の出先機関の原則廃止。
- ④ 20 兆円ほどの財政規模で使途が定められた補助金（ひも付き補助金）を一括交付金化する。
- ⑤ 地方税財源の充実確保。
- ⑥ 直轄事業負担金の廃止。
- ⑦ 地方政府基本法制定（地方自治法の抜本的見直し）。
- ⑧ 自治体間連携・道州制への移行。
- ⑨ 緑の分権改革の推進。

これらは国の権限・責任の廃止・縮小と地方移譲，そして財政縮減政策の体系化である。

「大綱」は，自公民政権時代から進められた「地方分権改革（およびその推進）」政策をそのまま引き継いだものである。

政権交代にも係らず，民主党政権は前政権からの新自由主義政策，財界が追求する国のかたちを丸飲みしたものである。

（以下つづく）

2011年3月31日 第58号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

いっせい地方選挙の 重大な意義

いっせい地方選挙は、4月1日告示、10日投票の青森県議会議員選挙を皮切りに、4月24日の弘前、八戸、黒石の市議選、深浦や七戸、横浜、蓬田などの町村議選など、多くの議員選挙や、また首長選挙なども行われます。

今回の選挙は、永山利和氏の講演にもあるように、民主党政府が「地域主権改革」ということで、国が国民に対する福祉の分野から撤退し、自治体や民間に丸投げする。一方では地方自治の変質をたくらむ「地方政府基本法(案)」を国会に提出しています。国の出先機関の地方への移譲などもあり、地方自治はいま大きな岐路に立たされています。

地域住民の医療、介護、国保の改善や住宅リフォームの助成、保育所や老人ホームの増設、公契約条例の制定、中小企業の経営や雇用を守る課題、自治体リストラ、

民間化を阻止する課題などがあります。

それに青森県は切実な雇用問題。過疎対策。主要産業が農漁業であり、第一次産業振興政策、TPP参加に反対する課題、原発や核燃施設の抜本見直し、地震・津波対策など多くの要求や課題もあります。

地方自治を守り、福祉を充実し、地域の要求を前進させ、憲法に基づいた民主的な自治体をつくるために、今回の選挙は重大な意義をもっています。

会費の納入について

会費の納入をお願いします。特に長期未納の方はよろしくご協力をお願いします。

財政はピンチの連続。

未納の方には振込用紙を同封します。入れ違いになりましたらご容赦ください。

動き

研修会「地域主権時代の地方議会の姿」青森中央学院大学で実施

2月11日、青森中央学院大学佐藤淳研究室主催で、標記の研修会が開かれました。研修では北海道栗山町議会と福島県会津若松市議会の関係者が取り組み状況を報告しました。

栗山町議会は議会基本条例を全国で初めて制定したところです。町議会の前事務局長の中尾修氏は、条例は首長と戦うための武器を持つということではない。議会が集団として議案に向き合い、市民のために自治体経営の一翼を担うということを宣言するのが同条例だと強調しました。

また、話題になった名古屋市や鹿児島県阿久根市を例に挙げ、特異な市長が現れたときこそ、議会が市民の支持を得ているかが問われるとし、継続的に市民との直接対話を行うことが必要だということを強調しました。

会津若松市議会は08年6月に条例を制定し、それをきっかけに、議会報告会や議員間討議を踏まえた政策形成を実現しています。同議会の目黒章三郎市議は、首長と議会が車の両輪というのは違う。議員と議会事務局が両輪となり、チーム議会となって責任を果たしていくべきだと言っていました。

そのほか太田博之三沢市議と石橋充志八戸市議が、それぞれの議会活動について報告しました。

県内では当面青森とむつが議会基本条例制定を検討しています。